

## 尾鷲市農業委員会 令和3年10月定例会 議事録

1. 開催日時：令和3年10月5日(火) 午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所：尾鷲市役所2階会議室

3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村 敦夫
委員	1番	船津 貫一
	2番	野田 泰史
	3番	黒 次美
	4番	塩津 史子
	5番	庄司 和稔
	7番	野地 長生
	8番	大川 治夫

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	湯浅 大紀
事務局書記	大川 健志

7. 会議の概要

議長

皆さんおはようございます。只今から令和3年10月の尾鷲市農業委員定例会を開催したいと思いますので皆さんよろしくお願ひします。

さて、本日の議事録署名委員は2番〇〇さん、3番〇〇さんよろしくお願ひします。早速ですが、ご審議に入りたいと思ひますので議案第1号の農地法第5条の規定による許可についてを審議をお願ひします。事務局からよろしくお願ひします。

事務局

はい、それでは農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇 〇〇で地目は畑となっています。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇 〇〇さんです。譲受人は〇〇 〇〇さんです。

申請理由としましては、申請人は結婚し子供もでき現在の借家が手狭になり申請地に一般個人住宅を建築したいため申請が上がっています。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願ひします。

議長

それでは〇〇委員、紹介お願ひします。

〇〇委員

それでは申請地の場所なのですが、20ページをご覧ください。20ページの真ん中辺りに申請地と書かれた赤い印のところがそうです。次のページに拡大図が付いています。〇〇を〇〇の方、南に下ってもらって、〇〇の前辺りを東に下ってもらえば赤で印を付けている申請地に着きます。

それでは5ページの公図に戻ってもらえますか。公図に書かれた〇〇が申請地となっております。8ページから10ページには家屋の計画図が示されております。

続きまして11ページから18ページは資金調達の資料となっております。その次に19ページの土地利用の形態を示した公図をご覧ください。この〇〇の隣接地の方も宅地化されていて、雨水排水等も既設水路等で処理するといった十分な形態となっております。現況写真が22ページにあります。これが現在の状況です。ほとんど隣接地も宅地ということで、このような状況です。以上の内容での審査をよろしくお願ひします。

議長 紹介ありがとうございます。皆さんからご質問はございませんか。

〇〇委員 はい、すいません。

議長 〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員 譲渡人と譲受人との間の関係は何か因果関係はありますか。

〇〇委員 特にありませんね。ただ土地を求めて家を建てたいということでのやり取りになります。

〇〇委員 分かりました。異議なしです。

議長 異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。議案第1号番号1番の案件に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて知事に進達いたします。ありがとうございます。続きまして、番号2番を事務局は紹介お願いします。

事務局 続きまして番号2番、所在は〇〇 〇〇で地目は畑となっています。面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては、申請人は申請地に一般個人住宅を建設したいため申請上がっております。紹介委員は〇〇員さんです。よろしくお願いします。

議長

はい、〇〇委員、紹介をお願いします。

〇〇委員

それでは31ページをご覧ください。申請地の場所なのですが赤丸で印がされているところです。この地図で説明させていただきますと、示されている交差点は〇〇のところの交差点ですね。それを入れてもらってすぐ下側に上がってもらい、〇〇を過ぎて進んでもらったところです。次のページに拡大図があります。申請地は赤丸のところですよ。これの現況写真が41ページに添付されています。これの写真で木の生えていないところと草の生えているところがあるのですが、よく見ておいてください。後で説明いたします。これの3名目の写真でも倉庫がありますが、これについても説明します。34ページから39ページは配置予定図、家屋計画図、融資証明書等が添付されています。

それから29ページに公図がありますのでご覧ください。この公図に示された〇〇は〇〇、〇〇、〇〇これはそれぞれ分筆されてできた土地となります。以前に覚えがあると思いますが、この農業委員会で〇〇、〇〇を審査して、許可された土地となっております。今回は〇〇が申請地となります。〇〇と〇〇が隣接地でありますね。これは先ほどの写真と関係とあるので覚えておいてください。

そして24ページの事業計画書をご覧ください。この中に示されている〇〇、畑、〇〇㎡が今回の申請地なのですが、その下に農地以外と書かれて〇〇、宅地、〇〇㎡と記されていますが、これは先ほどの木の生えていたところです。この2筆を合わせて家屋の建設を予定しているとのことですよ。〇〇については宅地ですので、当委員会には関係ないのですが、一応筆数には入っています。なので、23ページの所要面積の欄には〇〇㎡と記載されています。

それから、33ページをご覧ください。先ほどの公図でも示させていただいた〇〇というのが、一応宅地に面した公衆用道路となっております。〇〇さん個人の所有地となっておりますので、土地使用貸借契約書を〇〇さんと結んで、永年が無償で貸し付けるとの対応の契約書が添付されております。

最後に42ページに始末書が付いているのですが、これは先ほどの写真で見てもらった、防災倉庫の仮置き場として利用してまいりましたので、今回の件で速やかに移動しますということで添付されております。私たちが現地調査に行ったときには既に撤去されておりました。以上の内容での審査をよろしくをお願いします。

議長 はい、紹介が終わりました。みなさん如何ですか。

〇〇委員 1つ質問いいですか。

議長 はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員 倉庫の件について、置くだけでも許可は必要なのですか。

〇〇委員 土地所有者には承諾は取っていますが、農地ではありますので。

〇〇委員 万全を期してということですね。分かりました。

議長 他に質問はございませんか。

〇〇委員 異議なし。

議長 異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。賛成の方が挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。知事に進達します。続いて議案第2号農地法第3条の規定による許可についてをご審議願います。事務局から説明をお願いします。

事務局                    それでは農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は〇〇 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で地目は田と畑です。面積は合計で〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては申請人は当該農地を取得し筈を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長                    はい、〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員                はい、それでは資料28の2ページをご覧ください。申請地の場所なのですが、〇〇ですね。左側に〇〇、それを東側に進んでもらって、〇〇を進んでもらって〇〇を北側に上がってもらう道路です。それから神社の裏側に行って二股に分かれる道を左側に行くと〇〇に行くのですが。そちらには行かずに手前の道を上がってもらったところの赤い印が申請地です。28ページはその拡大図です。

それから、26ページと27ページは航空写真となっております。27ページの写真の赤い丸の下側〇〇、上側に〇〇から〇〇があります。登記簿謄本が7ページから21ページまで添付されています。続いて22ページからは公図の写しがあります。現在の状況が28ページの写真です。この申請地は譲受人である〇〇さんは資料にも示されていますが、〇〇さんと2分の1の持分を譲り受けることとなっております。現在の所有者である〇〇さんは〇〇に住んでおり高齢ということで管理できない状況にあるので〇〇さんに譲渡して管理していきたいということです。以上の内容で審査をよろしくお願いします。

議長                    はい、紹介が終わりました。何かご質問はございますか。

〇〇委員                異議なしです。

議長                    異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。賛成の方は挙手

を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて許可します。ありがとうございました。  
続きまして、議案第3号、非農地証明願いについてをご審議願います。  
事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、非農地証明願いについて説明させていただきます。番号  
1番、所在は〇〇で地目は田です。面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の  
〇〇さんです。

申請理由としましては本申請地は長年、作業場、資材置場として利  
用しており農地として利用していない為申請が上がっております。紹  
介委員は〇〇委員さんです。

議長

〇〇委員、紹介をお願いします。

〇〇委員

概要につきましては、事務局から説明があったとおりです。1ペー  
ジ1番の非農地証明を説明させていただきます。

それでは、資料1ページの4、土地の変更理由、2ページの全部事  
項証明書をご覧ください。土地所有者である〇〇の〇〇さんが、亡き父  
親が昭和46年2月1日に〇〇の〇〇さんに、地番〇〇、地目田、地籍  
〇〇㎡を資材置場等資料9ページの現況平面図とお貸し付けたまま  
で、昭和60年11月24日に相続し、現在に至っているため非農地  
証明願いを申請するものです。

申請場所は6ページの地図で、〇〇からその上に黒丸で記した点で直  
線で約250㎡ぐらいのところです。

それでは、この地番の現況写真は11ページから15ページに写っ  
ているとおりです。なお、5ページに固定資産評価証明の原本が添付  
されており、現況、宅地で課税されております。ご審議よろしくお願  
いします。

議長 はい、紹介が終わりました。皆さんこの件につきまして何かご質問  
ございますか。

〇〇委員 はい。

議長 はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員 現況写真を見ても完全に作業場であり、地目も宅地でありますし異  
議ありません。

議長 異議なしの声が上がりましたので、採決を取ります。賛成の方は挙  
手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員。証明書を発行いたします。ありがとうございました。  
続きまして、番号2番に入りますが、申請人も同じで場所も付近  
ですので2番、3番、4番を一括して進めて参りたいと思っておりますが皆  
さんいかがですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 はい、議長から説明があったとおり番号2、3、4は申請人も同じ  
で申請地も付近なので一括で説明させていただきます。番号2番、所  
在は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で地目は畑と田です。申請人は〇〇の〇〇  
さんです。

申請理由としましては本申請地は長年、雑草やかん木が生い茂り農  
地として利用には適さない原野の状態となっているため申請が上がっ  
ております。

続きまして番号3番、所在は〇〇で地目は田です。面積は〇〇㎡で



す。申請人は同じく〇〇 〇〇さんです。

申請理由としましては本申請地は申請地近くの採石場の石材を一時保管する場所として利用しており農地として利用していない為申請が上がっております。

続きまして番号4番所在は〇〇、〇〇で地目は田と畑です。面積は合計で〇〇㎡です。申請人は〇〇 〇〇さんです。

申請理由としましては本申請地は申請地近くの採石場の事務所駐車場として利用しており農地として利用していない為申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

〇〇委員

今回、〇〇で非農地証明願いが3件出されており、申請者も同じ人です。〇〇から〇〇を〇〇方面に約1kmぐらいのことです。住民は〇〇人で採石場の事務所があるだけです。

それでは16ページ2番の非農地証明を説明させていただきます。資料16ページの4の土地の変更時期、理由で平成11年時点で耕作をしなくなった為、原野状態となったままで、土地所有者の〇〇の〇〇さんが平成28年7月26日に相続し、現在に至っているために非農地証明願いを申請するものです。申請場所ですが、25ページの航空写真の赤丸で記した2箇所の土地4筆で合計〇〇㎡あり、現況写真の25の1と25の2ページのかん木と雑草の生えたところ です。

次に26ページ3番の非農地証明願いについて説明します。資料29ページの公図をご覧ください。赤線で記した地番は〇〇、地目は田で〇〇㎡あります。この場所は、平成11年頃から石材の一時保管場所として利用してきたままで平成28年7月26日に相続し、32ページの赤丸で記したところで次ページの現況写真のとおりですので、非農地証明願いを申請するものです。

次に33ページ4番の非農地証明願いについて説明します。資料37ページの公図をご覧ください。赤線で記したところで地番13番1と12番2、地目は田と畑で地積合計〇〇㎡あります。申請場所は、39ページの航空写真の赤丸で記した場所で40の1ページの現況写真のとおりで、採石事務所の横の駐車場となったままで平成28年7月26日に相続し、現在に至っているため、非農地証明願いを申請するものです。ご審議願います。

議長 はい、説明が終わりました。皆さん何かご質問ありますか。

〇〇委員 ここ川が通っていて申請地はその横だと思のですが、道路のようになっているのですね。

〇〇委員 道路というか、堤のようになっています。隣に川があるからですね。

〇〇委員 異議なしです。

議長 異議なしの声が上がりましたので。採決を取ります。非農地証明発行に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて発行いたします。ありがとうございます。続きまして、番号5番に入ります。事務局からお願いします。

事務局 続きまして番号5番所在は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で地目は田です。面積は合計で〇〇㎡です。申請人は〇〇 〇〇さん 〇〇の〇〇さんです。申請理由としましては本申請地は駐車場や資材置場等として利用しており農地として利用していない為申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長 はい、〇〇委員、紹介お願いします。

〇〇委員 41ページ5番の非農地証明願いを説明させていただきます。概要につきましては只今事務局から説明があったとおりです。共有名義での土地の所有者は、〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんです。48ページの公図をご覧ください。赤線で記した5筆の地番で地目田、総地積が

〇〇㎡あります。

資料4 1ページの土地の変更時期、理由の中で、前所有者の〇〇さんが相続で取得後の昭和58年に駐車場及び資材置場として利用したままで〇〇さんが令和2年に相続し、現在に至っているため、非農地証明願いを申請するものです。

申請場所ですが、資料5 1ページの航空写真の赤線で記したところで、〇〇から直線で、約300㎡あります。資料5 2ページの現況写真のとおり、駐車場及び資材置場となっております。なお、49ページに課税地目の証明書が添付されており、雑種地となっております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、説明が終わりました。皆さん何かご質問はありませんか。

〇〇委員 いいですか。

議長 はい、〇〇委員。

〇〇委員 ここはよく知っている土地なのですが、この辺り駐車場として利用していますが、地域の高齢者がグランドゴルフをしているのですが、その場所は含まれているのですか。含まれていたとしたらその後どうなるのでしょうか。

〇〇委員 含まれていませんね。申請地の手前の部分です。

事務局 非農地証明は農地ではないという証明でもありますので、例えば非農地証明が発行されたとして、そこから地目を変更して転用の流れになるかもしれませんしそこは分かりません。

〇〇委員 分かりました。異議なしです。

議長

異議なしの声が上がりましたので、採決を取ります。非農地証明発行に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて証明書を発行いたします。ありがとうございました。審議案件は終わりましたのでその他の事項に入ります。皆さん何かございますか。無いようですが事務局からは何かございますか。

事務局

事務局からもありません。

議長

分かりました。これにて令和3年10月の尾鷲市農業委員定例会を閉会します。皆さんありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員